

仕 様 書

1. 委託業務名：秋田県児童会館敷地内ケヤキ伐採・抜根処理業務委託
2. 場 所：秋田県児童会館 秋田市山王中島町1-2
3. 業 務 内 容：
 - (1) ケヤキ8本の伐採
伐採した樹木を仮置きする場合は、仮置き場所について児童会館と協議すること。
 - (2) ケヤキ8本の切株の抜根
伐採後の切株の抜根を行う。抜根後の地面は不陸のないよう埋め戻しすること。
抜根作業により構造物等が破損するおそれのある場合は、速やかに児童会館に報告し、作業方法について協議すること。
 - (3) 現場の作業後の清掃
 - (4) 伐採した立木の幹、枝、葉、伐採の際に生じた木くずの処分、切株の抜根した切株の処分
4. 契 約 期 間：契約日から令和8年3月31日まで
5. 報 告 書：受注者は、作業終了後に報告書を作成し、紙又は電磁的記録により提出すること。
作業状況及び作業完了を確認できる写真（作業前・作業中・作業後）を提出すること。
6. 留 意 事 項：
 - ①作業に際して作業員及び周辺地域住民の安全を確保するため、必要な安全対策を講じ事故防止に努めること。
 - ②電線・道路、一般住宅が近いため、交通誘導員を配置する等歩行者等の安全に留意するとともに、周囲に被害を及ぼさないよう細心の注意のもと作業すること。
 - ③作業を実施するにあたり必要な手続き及び許認可がある場合、受注者の責任において適切に行うこと。
 - ④作業日時については、作業車両及び作業スペース確保及び児童会館の来館者に対し注意を促す必要があることから、予め児童会館担当者と協議・調整して決定するものであること。
 - ⑤運搬の際は「道路交通法」等、処分の際は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の各種法規を順守すること。
- 7 そ の 他：本仕様書に定めのない事項は両者協議により定め実施するものとする。